

総社市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第17号

総社市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

総社市介護保険条例施行規則（平成17年総社市規則第81号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(介護認定審査会における合議体) 第9条 略 2 合議体を構成する委員の定数は、 <u>5人</u> とする。 3 略	(介護認定審査会における合議体) 第9条 略 2 合議体を構成する委員の定数は、 <u>8人以内</u> とする。 3 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。